



会社の飲み会に 残業代を支払うべきか

注目トピックス

01 | 会社の飲み会に残業代を支払うべきか

「会社の飲み会に残業代は出るのか」という動画がSNSで話題になっています。新しい世代の若者と一緒に働く上で会社イベントの取り扱いをどのようにするべきかを考察します。

特集

02 | 2024年度の 労働保険年度更新・算定基礎届について

2024年度の労働保険年度更新、社会保険算定基礎届の手続き時期がやってきました。今一度手続きの概要やスケジュールについて解説します。

03 | 在宅勤務手当と割増賃金

在宅勤務をする社員に対し会社が支給する「在宅勤務手当」について、一定の条件下で割増賃金の算定基礎から除外できることが明確化されました。内容について解説します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 限りある時間の使い方（かんき出版）

この書籍は、時間の使い方をもう一度考え、忙しさの罠から抜け出す方法を探っています。効率だけを追求する現代のタイムマネジメントに挑戦し、時間とどう向き合うか、その具体的な策を提案する一冊です。

ささき文大社会保険労務士事務所より

05 | お問い合わせについて

06 | 近況報告

経営診断ツール

07 | 会社イベントの 賃金支払い義務チェックシート

限りある時間の 使い方

オリバー・バークマン(著)

単行本：304 ページ

出版：かんき出版

価格：1,870 円 (税込)

はじめに

本書はイギリス紙ガーディアンで活躍するライターによる限られた時間をより良く生きるための考え方について書かれています。

私たちの人生は、たった 4000 週間しかありません。80 年の人生と聞くと長く感じるかもしれませんが、週に直すとあっという間です。しかも、その約半分は睡眠に費やされます。つまり、意識的に使える時間はさらに限られているのです。その貴重な時間をどう使うかももう一度考えてみましょう。

効率化の罠

多くの人は、効率化を追求し、時間を有効活用しようとします。スマートフォンのアプリを駆使して、隙間時間を最大限活用します。メールの返信を素早くこなし、次から次へとタスクをこなしていきます。

しかし筆者は、そのような時間管理術が逆効果になることもあると指摘します。効率化を追求するあまり、本来の目的を見失ってしまうのです。

例えば、休日に趣味の時間を設けようとしても、その前に家事や雑用をこなそうとするため、結局何もできないまま一日が終わってしまうというケースは珍しくありません。効率的にタスクをこなすことが目的化し、肝心の趣味の時間が取れなくなってしまう状況になります。

現代のタイムマネジメントの誤解と 時間の制約

私たち現代人は、時間を自由にコントロールできると錯覚しがちですが、実際には様々な制約があります。仕事や家事、育児など、やらなければならない義務に追われ、自由に使える時間は限られています。

筆者は、そもそも人間には時間をコントロールする力はないと指摘します。天候や交通事情など、予期せぬ出来事によって予定が狂うことは珍しくありません。むしろ、そうした時間の制約を受け入れ、限られた時間の中で何を優先するかを考えることが重要だと解説しています。

本当に大事なことを選択する

人生には様々なことがあります。全てに等しく時間を割くことはできません。重要なことに集中するためには、優先順位をつけて、やらないことを決める勇気が必要だと説きます。

例えば、ある有名な投資家は自家用機のパイロットに「人生でやりたいことのトップ 25 をリストアップし、上位の 5 つ以外は捨てるべきだ」とアドバイスしたそうです。

仕事において言えば、仕事のフロー（流れ）を重視し、過度なマルチタスクになるのを避けることが重要です。また、仕事を単なるタスクの集合体と捉えるのではなく、自分の成長や学びの場だと解釈することで、追われるものではなくなります。

働く人にとって価値がある環境であれば職場そのものが充実した時間を過ごす場になっていきます。

意味のある時間の使い方とは

本書は、時間の価値を再認識させてくれる一冊です。効率化や時間管理術に振り回されるのではなく、自分にとって本当に大切なことは何かを見極め、そこに時間を投資する。それにより人生はもっと豊かなものになるといえるでしょう。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所通信はいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ささき文大社会保険労務士事務所	
代表	佐々木 文大
所在地	〒253-0053 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北 4-1-36-201
営業時間	9:00~17:00
電話	0467-88-0661 090-5441-5696
FAX	0467-88-0661
メール	bun@sasakisr.com

代表よりあいさつ

メッセージをお書きください。

会社イベントの 賃金支払い義務チェックシート

2024年版チェックシート

会社イベントに賃金支払い義務があるか否かを調べるためのチェックシートです。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	会社の行事・イベントとして現在行なっているものをチェックしてください <input type="checkbox"/> 忘年会・新年会・飲み会 <input type="checkbox"/> 歓送迎会 <input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> 社員旅行 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
2	会社の行事・イベントについて強制参加としていますか？ <input type="checkbox"/> 全て強制参加としている <input type="checkbox"/> 一部を強制参加としている <input type="checkbox"/> いずれも自由参加としている		
3	会社の行事・イベントに参加しない場合のペナルティーがありますか？		
4	会社の行事・イベントに参加しないことが人事評価上マイナスに働くことがありますか？		
5	自由参加の会社行事において、決算報告など業務上重要な情報が提供されていますか？		
6	飲み会でのハラスメントを厳しく禁止するよう指導をしていますか？		
7	強制参加の会社行事・イベントについて、残業代その他賃金を支払っていますか？		
8	飲み会の場所決めや費用負担について会社が関わっていますか？		
9	その他、会社行事・イベントの賃金支払いに関連して相談がありましたら記載してください ()		

FAXのご返送は **0467-88-0661** まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を	
FAX		お書きください	